

2022年11月4日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

日本共産党国会議員団

生活保護基準の引き上げ及び物価高騰に見合う増額に関する要請書

10月19日、横浜地裁は生存権裁判において2013年から行われた生活保護基準の引き下げは、生活保護法に違反するとして、原告勝訴の判決を言い渡した。全国29の裁判所で訴訟が提起されたが、基準引き下げを違法とする判決は、2月の大阪地裁判決、5月の熊本地裁判決、6月の東京地裁判決に続いて4件目となる。

判決では、2013年からの生活保護基準の引き下げが、専門家の議論を経ず、改定の手法についても客観的な統計との整合性を無視したものとして断罪された。国は生活保護基準引き下げの誤りを認め、生活扶助、住宅扶助、冬季加算などの生活保護基準をただちに元にもどすべきである。

また、急激な物価高騰は低所得世帯ほど生活に深刻な打撃をあたえている。1970年代前半の物価高騰の際には、1年に3回にわたって生活扶助基準引き上げを実施している。異常円安に歯止めがかからない現状では、給付金などの一時的な対策だけでは到底足りず、同様の基準引き上げを行うべきである。

コロナ危機、物価高騰のもとで、生活保護は権利として国民に行き渡らなければならない。横須賀市では、大学生が生活保護を利用しながら学ぶことを求めたが、現行制度では対応できず、市が独自の支援策を講じた。「学ぶ権利」が保障されないことに批判の声が広がっている。

憲法25条が明記する「健康で文化的な最低限度の生活」保障のため、以下、要請する。

記

1. 生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを2013年以前にただちに戻すこと。
2. 急激な物価高騰に対応して、生活保護基準を緊急に見直すこと。
3. 生活保護申請をためらわせる要因となっている扶養照会を廃止すること。
4. 高齢加算を復活し、夏季加算を創設すること。生活に必要な自動車利用を認めること。
5. 生活保護利用者の大学・専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障すること。
6. 生活困窮者支援の窓口における違法な「水際作戦」をやめさせること。自治体職員の増員、職員への研修など、憲法25条に則った運用を促進すること。

以上